

市議会だより

▶ トピックス(②~④、⑪ページに掲載)

- ★① 佐伯市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について！
- ★② 請願第7号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書採択についての請願を不採択！
- ★③ 第6回議会報告会を開催！

佐伯市議会では、議会基本条例を制定後、これまで29団体の視察を受け入れています。また、その対応も議員自らが行っています。



▲行政視察の受入れ (平成26年7月1日 愛媛県四国中央市議会)

【主な掲載項目】

- 平成26年第2回定例会の概要 (P2~4)
- 議員の表決態度の公表 (P4)
- 一般質問 (P5~10)
- 第6回議会報告会を開催 (P11)
- 平成25年度政務活動費収支報告の公表 (P11)
- 9月定例会のお知らせ (P12)

★市議会は、受付の名簿に氏名等を記入するだけで傍聴できます。お気軽にお越しください。

平成二六年 第二回定例会の概要

六月定例会は、六月二日に開会し、市長から予算議案一件、予算外議案一二件、専決処分報告一六件及び諮問二件が上程されました。また、二人の議員により九日から四日間にあたる一般質問が行われました。

各常任委員会においては、一六・一七日にそれぞれ所管する案件について審査し、六月二四日の最終日の本会議においてそれぞれの採決を行いましたので、主な内容・審議結果についてお知らせします。

一般会計補正予算の概要

六月定例会において、補正予算(第一号)総額三、三四八万一、〇〇〇円が可決されました。これにより既決予算と合わせた平成二六年度一般会計の予算総額は四四二億八、二四八万一、〇〇〇円となります。

今回の補正の主な事業内容を掲載します。

プレミアム付商品券発行事業

(二、三〇〇万円)

さいききプレ券発行委員会が実施する「平成二六年度 味力全開!元氣創出さいききプレ券九〇三(東九州道

開通記念事業)発行事業」に対する助成を増額するもの。

上城地区 防災・避難広場整備事業

(一、〇四八万一、〇〇〇円)

事業認可区域の確定により公有財産購入費を減額するとともに、公共残土の受入れに伴いかさ上げた用地の機能回復をするための整備費を増額するもの。

主な予算外議案

佐伯市税条例等の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、法人市民税法人税割の引下げに係る規定の整備、軽自動車税の税率引上げに係る規定の整備、肉用牛の売却に係る事業所得に係る市民税の課税の特例の延長について規定の整備、浸水防止用設備等について固定資産税の課税標準の特例措置の創設に係る規定の整備及び耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る固定資産税の減額措置の創設に係る規定の整備をするほか、所要の改正を行うもの。

本会議

反対討論(高司政文)

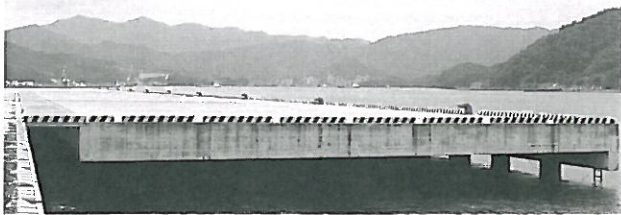
この議案は、地方税法の一部改正に伴うものであるが、そもそも今回の地方税法の改正は、消費税増税に

よる激変緩和や景気対策のための減税措置と、それにより生じる地方税収の減少分の代替としての増税、地方自治体間の税収格差の水平調整策などの改正であり、根本の部分に問題があり反対する。

採決 起立採決の結果、賛成多数で可決されました。

新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について(東浜)

佐伯港女島地区国際物流ターミナル(水深一四m岸壁)整備事業の公有水面埋立工事のしゅん功により、新たに生じた土地を確認するとともに町(東浜)の区域に編入するもの。



▲整備された水深14m岸壁

★トピックス関連①

佐伯市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について

市民の生活環境及び事業活動に係る環境の保全に資することを目的として、ペット霊園の設置及び管理が公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に行われるための措置に関し、新たに条例を制定するもの。条例では、霊園の設置について許可制とし、事前協議、標識の設置、住民との協議や公衆衛生上の見地からの許可基準の設定、工事の完了届と市長による検査、命令、廃止の許可などの規定を定める。また、火葬炉を搭載した車で火葬を市内で行うものに対し届出を行うよう、移動火葬事業の届出についても定める。

教育民生常任委員会(審査)執行部の説明

近年、ペットの飼い主が長い間共に生活してきたペットの死に際し、ペット霊園で供養する事例が増加している。一方でこのペット霊園に設置される火葬施設、墳墓、納骨堂や火葬炉を搭載した車については、現在のところ直接これを規制する法律はない。本市では、市民の生活環境を保全するため、ペット霊園の施設等設置についての基準等を設けるため条例の制定を行う。

質疑 ペットの概念とその他の法律との関係の整合性について問う。

【答弁】 ペットを火葬するに当たって、その目的、供養する意思があるかどうか、一般廃棄物との境になる。供養する目的であれば一般廃棄物に当たらない。

【質疑】 設置場所の基準について、河川または湖沼に近接せず、飲料水を汚染するおそれのない土地とあるが、既存の一施設は河川に隣接している。今後このような場所での新設についてどのように考えるのか。

【答弁】 現在、木立にある施設については、この基準からいくと新規に造るといふことで申請がなされた場合、原則として許可ができないという判断になる。

【質疑】 経過措置について、既存のペット霊園については第四条の許可を受けたものとみなすということは市長の許可を得たという形になるが、どういったことが適用されるのか。

【答弁】 維持管理から報告、立入検査以下、必要に応じて助言や指導、勧告をする。それに伴って措置命令及び許可の取消し、使用禁止命令、公表などが適用される。

【採決】 委員会審査では賛成多数で可決すべきものと決定され、本会議において原案どおり可決されました。

●佐伯市子ども・子育て会議条例の一部改正について

佐伯市子ども・子育て会議に佐伯市次世代育成支援対策地域協議会の機能を付加することにより、当該会

議を本市の児童福祉に関する施策等について包括的な審議等を行うことができる機関とするため、所要の改正を行うもの。

●工事請負契約の締結について (佐伯市防災情報システム整備工事)

契約金額 二億二、一四〇万円
相手方 日本無線株式会社
大分営業所

工 期 平成二七年二月一六日まで

主な請願

★トピックス関連②

●請願第七号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書採択についての請願を不採択

この請願は、特定秘密保護法について、その内容、法案審議と採決に至る経緯、成立後の世論の動向を勘案し、国に対し本法律の廃止を求める意見書の提出を求めるもの。

総務常任委員会（審査）

参考人の趣旨説明

国民主権と基本的人権、平和主義を掲げる日本国憲法の下では、国民の知る権利が保障されなければならぬが、特定秘密保護法では、秘密の中身が明らかにされず、秘密を指定するのは行政機関の長とされ、首相や外相、防衛相、警察庁長官らの

判断で範囲が幾らでも広げられることなど多くの問題がある。衆議院議員運営委員会に特定秘密保護法の機関として情報監視委員会を新設する改定案が出されたが、秘密を提供しない理由を説明する内閣声明が出されれば提出する必要がなく、国会議員でさえ秘密の中身を監視できないような仕組みになっている。また、何が秘密かも分からない秘密を漏らしたということ公務員や民間企業の社員が犯罪者にされたり、原発の放射能被害について正確に知りたいたいと私たちが調べることや話し合うことなども共謀、教唆で法律違反だと逮捕されたりするおそれがあり、不安を拭い去ることはできない。報道機関などが自主規制をする動きも起ることを考えると知らないうちに戦争への道を走っていたという歴史が過去のものではなくなるという思いが強くなってくる。若者を戦場に送らず命を守る国であり続けるために、紛争につながる危険のある特定秘密保護法を廃止し日本国憲法の精神に立ち返り情報の公表、公開を拡大し、知る権利を拡大する道こそ求められている。本請願を採択され、国に対して意見書を提出するようお願いしたい。

執行部の見解

本法律は国の行政機関の対応を定めた法律であり、現在のところ直接関係する市の事務がないので特に市

としての意見はないが、本法案成立まで国会審議にかけた時間が衆参合わせて約六八時間と過去の重大法案と比較しても短く、世論調査においても多くの国民が審議不十分であるとし不安を感じている状況があらわとなった。こうした中、本年一月一七日に特定秘密の運用を監視する三つの機関のうちの一つである情報保全諮問会議が秘密指定の統一基準を検討する有識者会議として開催された。政府は同会議の結論を踏まえ、特定秘密の指定・解除及び特定秘密に関する公務員への適正評価の実施について統一的な基準を本年秋頃に策定する予定とのことである。

賛成討論（桑原宏史）

本法律と同じ趣旨の法律は必要であるが、現状の法律は弊害が大きい。そのため、これを廃止して新たに制定すべきという意味で本請願採択に賛成する。

反対討論（井野上準）

特定秘密情報に一般の方が触れることはなく、また一般の方の持つ情報が特定秘密の対象となることはあり得ない。本法律を廃止すると外交や防衛、警備に関する情報がテロ組織に漏れるなど危険な状態を招くおそれがあるという理由で本請願採択に反対する。

反対討論（吉良栄三）

特定秘密に規定しているものは、四項目の中で特に必要性のあるものと

している。また第三者機関の設置や、情報開示についても定義し、指定有効期間の期限も規定している。重要なことはスパイ行為やテロ行為が非常に深刻化している中、自国を守るという意思でこの法律が作られたこととであり、これによって戦争に日本が率先していくものではないと解釈し、本請願採択に反対する。

採決 委員会審査では挙手採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定されました。

本会議

賛成討論（高司政文）

特定有害活動については、法第二二条第二項に三つの定義があり、一つ目が公になっていない情報を取得すること、二つ目には大量兵器等の関連物資を輸出入する活動とあるが、三つ目ではその他の活動とあり、結局包括的になっており、これらは指定する行政機関（警察、公安調査庁、自衛隊等）が恣意的に決められる。テロについても、「政治上その他の主義主張に基づき」云々と抽象的で曖昧な定義となっており、いかようにも範囲を広げることが可能である。さらに、その他の重要な情報という規定もあり、何が重要かは行政機関の長が決めるので限定どころか無限に特定秘密が広がるおそれがあるなど、本法律には問題点が多く、これの廃止を求める請願採択に賛成する。

反対討論（清田哲也）

日本の国益と国民の安全を担保し、諸外国からの信用を得るためなどではなく、日本が自立した国家になるための当たり前の法整備であり、本法律は絶対に必要なものと考えられる。本請願採択に対して断固反対する。

採決 起立採決の結果、賛成少数で不採択とされました。

●請願第八号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願

この請願は、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するために二〇一五年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、国に対し対策を求める意見書の提出を求めるもの。

本会議

反対討論（高司政文）

問題点は、請願全体のうちの一部分である。政府が地方交付税を確保するため、新たに国税となる地方法人税を創設し地方交付税特別会計に繰り入れたように、自治体間の税収格差は正と称して地方交付税の財源に地方消費税や地方税を充てようとするなど、大企業減税と中小企業・国民増税という流れであるため、無視することはできない。請願項目の四

番目のうち、「また、法人事業税については」の部分以降を削除すれば、本請願採択には賛成することを表明して、反対する。

賛成討論（上田徹）

被災地の復興や子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大している。地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保していく必要がある。地域の公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて本市にとっても重要である。このため、政府や地方三団体や政党に対して地方議会から要請をしていくことが大変重要だと思ふ。以上のことから、本請願採択に賛成する。

採決 起立採決の結果、賛成多数で採択されました。



本会議及び委員会審査の様子はインターネットで録画映像を配信しています。佐伯市議会のホームページからご覧ください。

〔議員の表決態度の公表〕 ※賛否が分かれた議案等について掲載しています。※議長（宮脇保芳）は、通常の過半数議決には表決権がありません。

件名	派議員氏名	議決結果	賛成 反対 (○) (●)	平成会					新風会			市民の会		開政会		無所属の会		公明党		自民党		無会派					
				清田哲也	塩月健治	富松万平	江藤茂	矢野精幸	寺本高明	矢野幸正	濱野芳弘	上田徹	御手洗秀光	清原保太郎	宮脇保芳	後藤幸吉	清家好文	吉良栄三	井野上準	兒玉輝彦	芦刈紀生	井上清三	三浦涉	浅利善知子	後藤勇人	河野豊	佐藤元
議案第54号	佐伯市税条例等の一部改正について	原可 案決	22:1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第6号	少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担率2分の1復元及び制度の拡充を図るための2015年度政府予算に係る意見書採択についての請願	採 択	22:1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第7号	特定秘密保護法の廃止を求める意見書採択についての請願	不採 択	3:20	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第8号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願	採 択	18:5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
意見書案第10号	少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担率2分の1復元及び制度の拡充を図るための2015年度政府予算に係る意見書	原可 案決	22:1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
意見書案第11号	地方財政の充実・強化を求める意見書	原可 案決	19:4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

一般質問

6月定例会では、6月9日、10日、11日、12日の4日間、21人の議員が登壇し、市政の各分野にわたる一般質問を行いました。その主なものについて、要約して掲載します。

※ 一般質問の掲載について

一般質問の記事は、決められた文字数の中で、議員の責任において議員本人が質問・答弁の原稿を作成し、その内容に相違がないときは原則として原文のまま掲載しています。

小学校統合に伴う八幡小学校 周辺の通学路等の整備について

江藤 茂

問・八幡地区公民館前の信号機から小学校正門までの水路の全面改修について問う。

答・この水路の建設年度は不明だが、四〇年以上は経過していると考えられる。また蓋の段差については通行に支障がある箇所は補修を行ってきたい。また水路口についてはセーファイキヤップの支給により開口部を塞ぐことに対応している。水路の全面改修については地元と協議をしながら検討していきたい。

問・下校時、バス停留所までの通路の側溝蓋の設置について問う。

答・市道折戸二号線の排水路については、蓋を設置すると出水時に水はけが悪化することが懸念されるが、地域住民と協議を行った上で児童の安全対策を検討したい。

問・下校時のバス停留所には歩道もない。待合場所の設置について問う。

答・バス停留所の背後地は個人の駐車場となっているが、一部を待機場所として確保したい。今後、保護者と学校と教育委員会で現地確認をしながらバス停留所及び通学路の決定について協議していく。

教育環境の諸課題について

清田 哲也

問・小学校での佐伯の歴史に関する学習の状況と今後について問う。

答・現状は、小学三・四年生の社会科学習で用いる地域を題材に学習を進めるための資料集の中に佐伯市の先人の知恵や努力に学ぶ單元がある。六年生においては、教科書を中心としながらも、城山等を題材にして身近な歴史に触れる活動も行っている。歴史資料館の完成後は、市内全ての児童生徒が一度は見学することを目指し、我が町の歴史に学び、我が町を誇りに思えるよう発達段階に応じた指導を構築していきたい。

問・佐伯市立図書館で、全国紙である産経新聞が閲覧できない理由について問う。

答・現在、佐伯市立図書館では、八紙の新聞（大分合同、朝日、毎日、読売、日経、西日本、スポーツ新聞一社、子供新聞一社）を置いている。全国や地方の情報は、従来の閲覧で入手できると考えていたが、全国紙の残り一紙である産経新聞の閲覧についても対応していきたい。

豊の国ねんりんピックについて

上田 徹

問・豊の国ねんりんピックの開催趣旨について問う。

答・高齢者を中心とする県民の健康と生きがいの高揚を図るとともに、地域間・世代間の交流を通じて、触れ合いと活力のある長寿社会づくりを推進することを目的としている。

問・昨年の佐伯市の参加種目数と参加人数はどのようになっていたのか。

答・昨年は一五種目に出場し、総参加人数は関係者を含め二二一人となっている。

問・参加者は日頃から練習等で交流や健康維持に努め生き生きと活動している。佐伯市の医療費の削減にも大きく貢献している。広い視野を持ってその効果を判断することが必要である。今後、大会参加団体への支援策の拡充はできないか。

答・現在は大会当日にバスでの送迎、昼食の配布、さらに各会場に役員を配置しサポートをしている。今後の支援策については、これまでと同様に考えているが、拡充については、必要に応じて検討していく。

旧小野市小学校の跡地利 用について

矢野 幸正

問・旧小野市小学校跡地の土地売買については、平成二四年九月二六日に契約の議決がなされ、その契約内容は、高齢者向け住宅の建設用地として使用するものとし、土地の引渡しを受けた後、五年以内に指定用途に供さなければならぬとされている。現在、宇目地域は高齢化率が四六%を超える一方で、地域内には高齢者の介護施設がない。地域からは高齢者が生まれ育った地域で安心して生活できる施設の設置が強く求められており、早急な施設整備が要望されている。議決から約二年ほど経過しているが、現在の進捗状況について問う。

答・現在、旧小野市小学校跡地は建物を解体し、整地している状況である。売却先の社会福祉法人へ今後の予定について問い合わせたところ、校門側の盛土が不足している調整中であるとのこと、整地が完了した後、今年度中にはスケジュールを定め、市へ報告することである。今後は、高齢者向け住宅の建設用地として使用することの期限である平成二九年一〇月までに履行できるように働きかけていく。



▲ 高規格救急車



▲ 旧小野市小学校跡地

救急体制について

後藤 勇人

問・救急救命士の体制について問う。

答・現在、消防本部の救急救命士の有資格者数は、二四時間勤務の活動隊員が二五人と日勤の隊員が三人であり、本署に一三人、蒲江・宇目・東部（鶴見）の分署に各四人配置している。また救急救命士搭乗型高規格救急車が本署に二台、三つの分署に各一台の計五台があり救急事案に対処している。

問・救急救命士法施行規則の改正に伴う市の取組を問う。

答・本年四月一日付けで救急救命士の行う処置の一部が法改正された。その内容は、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与について、救急救命士の処置が可能になったというもの。現在、大分県メディカルコントロール協議会がこれらの処置の研究について、県としての教育課程方針を協議している状況である。これらが決定し、受講できるようになれば、現在の人員体制の中で、順次受講させ、実際に現場での救急救命士の処置を可能にしていく。

養殖漁業の種苗（ブリ・カンパチ）等の確保対策について

寺本 高明

問・本県における現在のモジヤコ採捕許可条件であれば、本市の養殖漁業では種苗の確保が危機的状況になると思われるが、その対策をどのように考えているか。

答・種苗確保は大変厳しい状況だと認識している。市としても、大分県及び大分県漁協等関係機関と協議し、種苗の確保に努めていきたい。

問・安全・安心に操業できるように現在の許可制度を国の許可制度に改めるよう要望する考えはないか。

答・モジヤコのような複数都道府県の海域を回遊する魚種の資源管理についての調整は、国の広域漁業調整委員会が行っている。現在の各県の漁業調整規則によるモジヤコ採捕から、広域的資源管理と優良種苗の確保のため、広域漁業調整委員会指示による承認制に移行し、県管轄海域及び公海で操業できるようにすることが望ましいと考える。今後、大分県漁協と協議し、関係機関に要望していきたい。

鶴見地区の活性化について

濱野 芳弘

問・観光拠点施設の整備はどのように考えているか。

答・鶴見地域における観光拠点施設は鶴見農産物等直売施設、有明遊漁センター、丹賀砲台園地、水の子島海事資料館・渡り鳥館などがあり、各施設については随時、修繕などを行ってきている。その中である程度整備が必要なものは有明遊漁センターである。なお、当施設は名称、指定管理や運営について条例を一部変更するが、これらを踏まえ整備方針について現在検討している。

問・九州最東端の観光対策を問う。

答・対策としては、元の間海峽の渦と最東端へのクルージングツアー、公園内の花の鑑賞ツアー、半島の歴史や戦争について学ぶツアーなどを企画し、海の幸の食事をセットするようなコースを検討中である。

問・渡り鳥館の剥製の保存状態が悪くなってきたが、今後の保存方法の検討について問う。

答・既に確認をしているところであり、保存方法について詳しく調査し、その対応を図りたい。

「南海コレクション」について

清家 儀太郎

問・佐伯市に「南海コレクション」購入の意志はあったのか。

答・当時の健康保険南海病院からコレクション約六〇〇点の中から高額の作品を購入してほしいとの話があり、コレクションの散逸を避け佐伯市に残しておきたい思いから購入を考えた。

問・昨年からの経過を問う。

答・購入を検討するに当たり、状況を南海病院に確認すると、本市のほか、県に購入を打診しており、県が五〇点全てを購入できない場合に市で購入を考えてほしいとのことであったため県の動向待ちとなった。

問・県と絵画の借用に係る話合いはしたのか。

答・現時点ではしてないが、現在は県の財産であり将来、移動美術展などで十分展示は可能であると考える。

問・今後の入手の考え方を問う。

答・将来、残りのコレクションの売却の話が出た場合は、現在の病院運営会社のJCHOと協議したいと考えている。南海医療センターにも売却の話があれば知らせてもらうよう依頼している。

地域振興対策について

吉良 栄三

問・合併時に町村役場を支所ではなく、地域づくりの拠点とする振興局にした経緯がある。合併後一〇年目を迎え、今後の各振興局の位置付けについてどのように考えているか。これまでどおりなのか、大幅な改編を考えているのか。

答・現在、各振興局には市民サービス課と地域振興課を設置している。今後は財政状況の悪化や職員数の削減により事務の効率化を迫られる可能性はあるが、安全・安心や地域振興の観点から振興局の機能は残したいと考え、現時点で大幅な改編を行うことは考えていない。

問・合併特例法により設置された地域審議会の設置期間は合併後一〇年間で、期限が平成二七年三月三十一日までとなっている。これまでの役割を踏まえ、今後の必要性について問う。

答・これまでの取組や成果を鑑み、地域審議会の機能を継承する仕組みは必要不可欠と考えている。条例で定めている地域審議会を延長するか、または、任意の協議会を新たに設置するかなど、地域審議会の設置期限までに検討したい。

行財政改革の取組について

後藤 幸吉

問・市職員の給料は平成一八年の春から五%カットされ、年間約二億三〇〇万円の削減効果があると聞く。さらに昨年、国から七・八%カットの要請を受け八月の臨時会で平均三・三九%カットを上乗せしたが、それらは本年五月までであった。今後の市職員の給料制度の考えを問う。

答・現在、新制度の導入に向け市職員団体と協議を進めている。

問・昨年の国の給料カットの要請に対する市の対応は不十分だったと考える。給料カットができないなら、市民感情を考え職員数を減らすべきだと思う。香川県三豊市の旧詫間町では九三人いた職員が現在は七人となっている。ここは現在、市民の有償ボランティア制度を導入し市民サービスを維持している。佐伯市も将来の職員数や人口減を考え、交通手段、宅配サービス、高齢者宅への訪問など、地元の人が地元の人にサービスできる組織を作る考えはないか。

答・これまで検討したことはないが、うまく機能すれば地域の活性化につながる可能性があると思われるので、研究したい。

本市における教育行政の現状と改正地方教育行政法施行後の制度運用について

桑原 宏史

問・現行の教育委員会制度には責任の所在が不明、住民の意向が反映されない、閉鎖性が強く権力腐敗が起きやすい等の弊害が指摘されている。これらの是正を図るため、教育行政への首長の権限強化を柱とした改正法が成立する運びである。施行後はこの趣旨に沿った運用が求められるが、市長の取組方次第では佐伯市の教育の質を大きく高めるチャンスでもある。教育委員会を通じて行われる公教育は、一般的に画一的な標準化教育であり多様化する社会要請への対応が難しいが、選挙によって民意を得た首長が制度の枠や慣行を度外視した発想で地域の教育を考え、市民と教育委員会に問題提起をしていくような関係が創出できれば、教育によるまちおこしも可能であり、子育て世代の流出が懸念される佐伯市でこそ期待されるものである。法改正に対する市長の見解を問う。

答・佐伯市の場合は教育委員会側と意思の疎通が図れているので、これまで以上に市長の立場を強くする必要はないと考える。改正法の趣旨は、教育委員会とのより深い連携を求めらるものであると認識している。

全国学力テストの学校別成績公表について

御手洗 秀光

問・成績を公表する理由を問う。

答・調査結果と真摯に向き合い分析し、具体的目標や改善策等を明らかにする必要がある。学校が保護者や地域住民に説明責任を果たしつつ学校と家庭、地域が一体となった学力向上の取組を推進することが重要であると考え、各学校で自校の結果を公表することが望ましいと判断した。

問・公表する方法を問う。

答・各学校のホームページで、自校の調査結果・分析・改善策等を公表する予定である。ただし、個人が特定されるような小規模校等については、成績の数値的な公表までは考えていない。また、教育委員会のホームページでは、市全体の平均値等の公表にとどめる。

問・公表した場合の影響を問う。

答・単に数値のみの公表は行わず、分析結果や改善方策を公表する。測定できるのは学力の一部分であり教育活動の一側面と明示する等の対策を執り、序列化や過度の競争など、公表による影響が生じないように十分配慮する。

観光について

井野上 準

問・観光客パターン（子供がいるファミリー、中高年夫婦、女性グループ、若いカップル等）を設定し、それに応じたパンフレットを作成したほうが、観光客も明確で分かりやすいのではないか。

答・観光客のパターンの設定も踏まえ、観光客の年齢層やグループから寄せられているニーズ等に合わせた形で、制作を進めていきたい。

問・「おもてなし大使」を幅広く任命し活動してもらってはどうか。

答・今年度中に「おもてなしマイスター」「おもてなしスペシャリスト」が一二〇人ほど誕生することになる。今後、各地域でもおもてなし力の底上げや、おもてなしの心の浸透を図り、活動してもらいたい。

問・各地域で観光ルートを設定し、旅行会社へ提案してはどうか。

答・昨年度は、観光庁事業を受けて「手塩にかけた食のおもてなし事業」として、女性を対象としたツアーを企画し、旅行会社と提携し試行している。

副市長について

河野 豊

問・副市長二人制の役割を問う。

答・一人は九〇〇人を超える職員を指揮・統括し、事務事業全般の進行管理を行いながら行財政改革を進める、組織・財務を管理する副市長。もう一人は国、県等の外部機関との交渉の窓口及び重点事業を初めとする各種事業の推進をする、事業執行の責任者としての副市長。

問・白川副市長への就任要請、打診等、人選に至る経緯を問う。

答・本市全域のインフラ整備は十分とは言えず、道路整備は特に重要と考えており、九州一広い面積を有する本市において道路行政に精通した人材を確保するため、また地域の都市計画や南海トラフ地震に対する防災対策を進める上でも国土交通省九州地方整備局との連携は必要不可欠と考え、昨年からは佐伯の事務所を通じて直接、国土交通省に派遣を要請していた。白川副市長は、市長の補佐役として本市の発展に全力を尽くしてくれると期待している。

問・白川副市長の任期を問う。

答・市長の任期と同じく残り三年と考えるが、副市長の事情も考慮する。ただし、最低二年は務めてほしい。

清掃センターの地震・津波対策と建替計画について

高司 政文

問・エコセンター番匠及びエコセンター蒲江の地震・津波対策の現状を問う。

答・地震については両施設とも耐震性が確保されている。津波警報が発令された場合は、最優先で関係者を避難させる。施設として津波に対する効果的な対応策は困難である。

問・被災した場合の復旧計画を問う。

答・津波で浸水した場合は、復旧までに半年から一年程度を要する。プラントメーカーと連携して復旧を急ぐ方針である。

問・被災後の家庭ごみ、災害廃棄物等の処理を問う。

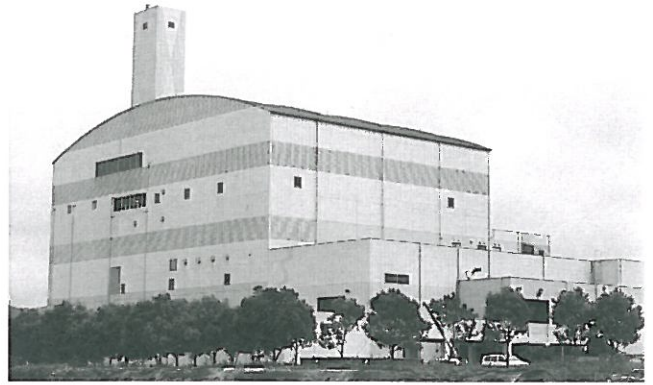
答・家庭ごみは、本市の施設が復旧するまで他市の施設に処理を依頼する。災害廃棄物は、仮置き場を確保し、国、県との協議で仮設の専用焼却炉を設置し対応する予定である。

問・建て替え、移転計画を問う。

答・エコセンター番匠は稼働から一二年目に入っているので検討を始めているが、移転場所の具体的な方向性は出ていない。建て替え、移転には最低でも五年から一〇年程度はかかるので、当面は現施設の延命化を図りつつ、今後の対応を考える。



▲ 傷みの激しい路面



▲ エコセンター番匠

佐伯市の地区要望について

兒玉輝彦

問・地区からの要望に対して市はどのように対応しているか。

答・旧市内の要望書は公聴広報課で、各振興局管内の要望書は振興局で取りまとめ担当課へ送る。担当課では、緊急性や費用対効果、予算枠によって内容の検討・協議をし、事業実施の判断を行っている。

問・要望の件数と進捗状況について問う。

答・平成二四年度の要望は八五六件、うち市管理は五四四件、国が一七件、県が二九五件。平成二五年度は市が五九八件、国が九件、県が二六二件。要望に対する実施率は平成二四年度が二八・六%、平成二五年度が三三・四%となっている。

問・林道、農道に対する今後の維持管理と計画を問う。

答・林道の維持管理は、嘱託作業員のパトロールで異状箇所発見の報告を受け対応している。農道の維持管理は、草刈り等を地元の対応としているが、通行不可能箇所や傷みが激しい路面の補修は市で行う。計画については、いずれも長期的な見通しを把握することが困難であるため、具体的な計画は立てていない。

第二浦代トンネルについて

富松万平

問・木立側の県道拡幅工事の予定及び内容、またトンネル早期着工への影響はないか。

答・今年度着手し、平成二八年度完成予定で、延長一四〇m、カーブ区間の改修。早期着工への影響はない。

問・早期着工への課題と完成後の効果について問う。

答・課題は、県が道路改良を主に九州自動車道のアクセス道路や安心・安全のための事業として推進する中で、本事業には多大な費用が必要となることである。効果は、通勤通学の安全、物資輸送の改善、産業・経済の振興に貢献できることである。

問・県への今後の働きかけを問う。

答・期成会を通じ要望活動を行う。

問・農林水産部の考えを問う。

答・百数十億の物流に対する時間短縮や荷崩れ等の危険防止、製品の品質向上、通勤等、インフラ整備はぜひ必要と認識している。

問・県南水産業の成長戦略や費用対効果を考え、まず県ヘルート選定を含めた調査費を要望できないか。

答・県の子算や他事業の進捗状況を見極め、地域の水産業の勢いと意気込みを踏まえ、強く要望したい。

学校統廃合に伴う地域社会のあり方について

塩月 健治

問・廃校になる地域と統合校の連携について問う。

答・学校がなくなつたとしても、その地域での子供たちの生活は変わらない。子供たちは地域の祭りなどの行事には進んで参加するものである。よつて、地域の大人が、魅力ある地域活動、魅力ある地域づくりのために努力していくことが重要となる。学校も教科の学習や総合的な学習の時間の中で、地域の方々をゲストティーチャーとして招き、先輩の知恵に学ぶ活動を積極的に取り入れている。また、地域に向き、お年寄りや自然と触れ合うことで、豊かな心と体を育成する活動も行われている。これらは故郷に誇りを持てる子供の育成を念頭に置いているからである。よつて、統廃合が進んでも、学校教育から地域に学ぶ活動がなくなることはないと考ええる。教育委員会としては、今後も一層、子供が地域の人たちと触れ合う機会を設けたり、いろいろな形で地域の人の力を借りたりしながら、学校運営を進めていくよう働きかける。

障害者権利条約に照らした「障害者の権利擁護等に関する条例」の制定について

井上 清三

問・障がいを持つている方を保護の立場から権利の主体へ自立できる環境づくりとして、合理的配慮の必要性を位置付けた国際条約である「障害者権利条約」を尊重し、障がいのあるなしに関係なく、誰も侵すことのできない基本的人権を守り、全ての市民がかけがえのない人間として認め合い「差別と虐待の禁止」「自己選択や自己決定」を重視し、真の意味での自立と地域社会の一員として暮らすことを基本方針に掲げた佐伯市独自の「障害者の権利擁護等に関する条例」の制定及び合理的配慮と親つき後等の課題を問う。

答・条例制定については、関係者や関係団体との連携を図り、的確に対応するとともに大分県の動向を注視し条例制定について考えていく。合理的配慮には、性別、年齢、障がいの状態に応じて必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを持つている方が地域生活を円滑に営めるよう推進する。親つき後等は、介護者の高齢化が進み最大の不安であり大きな課題と考える。行政、地域自立支援協議会等のネットワークにより本人、家族のニーズ等に応じた支援に取り組み。

成年後見制度について

浅利 美知子

問・成年後見制度は、平成一二年年度から施行された介護保険制度と同時にスタートしているが、認知度が低く利用が広がっていない。また、さまざまな問題も指摘されている。今後、この制度は、認知症や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、これらに基づく業務が多くなることが想定され、利用する人のニーズに対応するには弁護士等の専門職には限りがある。よつて、これからは市民後見人の育成が必要となる。老人福祉法第三二条の二が新設され、市町村は後見人の育成とともに、それを活用するための必要な措置を執ることが規定されている。本市においても、市民後見人の育成を図るべきと思うが考えを問う。

答・市民後見の推進については、家庭裁判所、関係団体・機関等と連携を図り、市民後見人の育成と活用に向けた取組を積極的に推進していくことが必要であると認識している。効果的に実施するためにも関係団体・機関と連携していきたい。

市長及び市職員及び議員の出張費及び旅費について

佐藤 元

問・佐伯市職員等の旅費に関する条例及び各種目の規定について問う。

答・市長や職員が公務のため出張したときは、佐伯市職員等の旅費に関する条例に基づき旅費を支給している。旅費の鉄道賃や航空賃等の交通費は、行程に応じた旅客運賃等により支給し、日当は、旅行中の昼食代及びこれに伴う諸雑費として一日当たりの定額により支給される。また、宿泊料は、旅行中の宿泊料、夕食代、朝食代及び宿泊に伴う諸雑費として、一夜当たりの定額により支給することとなっている。

問・使用された金員は見積書や領収書と合致しているか。また、請求された費用は規定どおりに使用されているのか。

答・旅費は、旅行命令に基づいて支給される。これは実費弁償が原則だが、現在の法律においては、旅費の多くの種目が標準的な必要額を定額で支給する定額方式を採用している。よつて、いかに旅費を使用するかは、旅行命令に違反しない限り、旅行者の判断に任されており、領収書等の提出は求めておらず、使用内容の確認も行っていない。

★トピックス関連③

第六回議会報告会を開催

五月七日から二一日までの間、一三会場で六回目となる議会報告会を開催しました。今回は、前回までの報告会と違い各常任委員会で開催することとし、多くの関係業者や団体に参加を呼びかけたところ合計四〇一人の方の参加をいただきました。

報告会では、各常任委員会の活動報告と平成二五年の一二月定例会及び平成二六年の三月定例会の重要議案について報告しました。

また、意見交換では地域課題を中心とした多くの意見・要望が出されました。

いただいた意見等については、各常任委員会で調査・検討し、その結果をホームページ等に掲載していきます。



▲和楽会場の様子

平成25年度 政務活動費 収支報告の公表

政務活動費は議員の調査研究に必要な経費の一部として、議員1人当たり年額20万円を会派及び無会派議員に交付しています。平成25年度における会派及び無会派議員の支出状況、主な調査研修費の内容は次のとおりです。 単位(円)

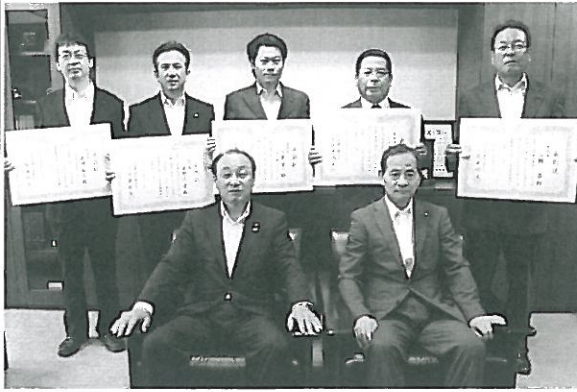
会派名	実績額											支給決定額
	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	合計	
平成会(6人)	837,675	5,000	297,440	0	0	0	0	0	0	0	1,140,115	1,140,115
新風会(5人)	831,489	0	0	0	0	0	0	0	118,416	0	949,905	949,905
市民の会(4人)	373,680	39,000	151,240	0	0	0	66,325	0	0	0	630,245	630,245
開政会(3人)	414,641	0	0	0	0	0	0	0	0	0	414,641	414,641
無所属の会(2人)	171,565	1,000	43,521	0	0	0	0	0	117,990	0	334,076	334,076
公明党(2人)	242,890	2,000	0	0	0	27,063	0	0	9,520	0	281,473	281,473
自民党(2人)	166,970	0	0	0	0	30,222	41,070	0	13,977	0	252,239	252,239
高司政文(無会派)	51,100	5,000	28,139	0	49,100	0	88,830	0	0	0	222,169	200,000
桑原宏史(無会派)	102,399	11,000	0	0	0	0	12,200	0	210	0	125,809	125,809

会派名	主な調査研究費の内容
平成会	学校応援団の取組について(東京都江戸川区)、観光行政の取組について(岩手県平泉町)、歴史資料館を拠点としたまちづくりと集客に向けた取組等について(もりおか歴史文化館(岩手県盛岡市))、森林・林業日本一のまちづくりについて(岩手県住田町)、防災教育について(岩手県釜石市)、地域再生、行政に頼らない「むらづくり」について(柳谷地区(やねだん)(鹿児島県鹿屋市))、地域振興施策について(宮崎県椎葉村)、行財政改革の取組について(熊本県八代市)
新風会	学校応援団の取組について(東京都江戸川区)、観光行政の取組について(岩手県平泉町)、歴史資料館を拠点としたまちづくりと集客に向けた取組等について(もりおか歴史文化館(岩手県盛岡市))、森林・林業日本一のまちづくりについて(岩手県住田町)、防災教育について(岩手県釜石市)、地域再生、行政に頼らない「むらづくり」について(柳谷地区(やねだん)(鹿児島県鹿屋市))、地域振興施策について(宮崎県椎葉村)、行財政改革の取組について(熊本県八代市)
市民の会	中心市街地活性化について(東京都八王子市)、通年議会の取組について(新潟県柏崎市議会)、決算審査における事業評価について(神奈川県茅ヶ崎市)、未就学児童デイサービスセンターについて(鹿児島県伊佐市)、未就学児童発達支援について(発達支援センターひこばえ(鹿児島県鹿児島市))
開政会	学力向上対策について(秋田県仙北市)、東日本大震災に係る震災復興状況について(宮城県東松島市)、仙台市発達相談支援センターについて(宮城県仙台市)、新小野田市発電所における林地残材バイオマス石炭混焼発電実証事業について(山口県山陽小野田市)、萩市内循環バス「まあるバス」について(山口県萩市)
無所属の会	企業誘致対策について(栃木県足利市)、知的財産を活用したまちづくりについて(経済産業省(特許庁))、企業誘致対策について(神奈川県相模原市)、障がい者の制度等について(厚生労働省)
公明党	学力向上対策について(秋田県仙北市)、東日本大震災に係る震災復興状況について(宮城県東松島市)、仙台市発達相談支援センターについて(宮城県仙台市)、新小野田市発電所における林地残材バイオマス石炭混焼発電実証事業について(山口県山陽小野田市)、萩市内循環バス「まあるバス」について(山口県萩市)
自民党	コミュニティバスの取組について(富山県富山市)、氷見まちづくり(株)の取組について(氷見まちづくり株式会社(富山県氷見市))、大阪事務所の取組について(大分県大阪事務所(大阪府大阪市))
高司政文(無会派)	公共交通政策について(茨城県古河市)、公共施設マネジメント白書について(神奈川県藤沢市)、高齢者等が生活を維持するためのサービス及び仕組みづくりについて(東京大学高齢社会研究所)、区画整理・都市再開発対策全国研究集会(東京都足立区)
桑原宏史(無会派)	公共交通政策について(茨城県古河市)、公共施設更新問題への取組について(神奈川県藤沢市)、高齢化課題への研究について(東京大学高齢社会研究所)、中心市街地再開発について(東京都八王子市)、通年議会について(新潟県柏崎市議会)、議会が行う事業評価制度について(神奈川県茅ヶ崎市議会)

※支出状況については議会ホームページでも公開します。

全国市議会議長会永年勤続者表彰

五月二十八日、東京日比谷公会堂で開催された第九〇回全国市議会議長会定期総会において、永年勤続者の表彰が行われ、一〇年以上勤続表彰を高司政文議員、井野上準議員、河野豊議員、吉良栄三議員、三浦涉議員、以上五名が受賞しました。六月二日の本会議終了後、各議員に対し議長から表彰状が伝達されました。



▲表彰された 左から高司議員、井野上議員、吉良議員、三浦議員、河野議員

請願採択

六月定例会では、次の請願が採択されました。

【請願第六号】

少人数学級の推進などの定数改善、

義務教育費国庫負担率二分の一復元及び制度の拡充を図るための二〇一五年度政府予算に係る意見書採択についての請願

【請願第八号】

地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願

意見書提出

六月定例会では、次の意見書が可決され関係機関に提出しました。

●大分県と四国電力との防災協定を求める意見書

●少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担率二分の一復元及び制度の拡充を図るための二〇一五年度政府予算に係る意見書
●地方財政の充実・強化を求める意見書

行政視察受入れについて

◆五月八日(木)

〔視察団〕長崎県雲仙市議会

〔研修事項〕

議会報告会及び定例会の運営について、議場視察

◆五月二十六日(月)

〔視察団〕広島県尾道市議会

〔研修事項〕

議会基本条例に基づく議会運営について(議会モニター制度など)

◆七月一日(火)

〔視察団〕愛媛県四国中央市議会

〔研修事項〕

議会運営について(議会報告会など)

九月定例会の二案内(予定)

九月 一日(月) 開会

八日(月) 一般質問

九日(火) 一般質問

一〇日(水) 一般質問

十一日(木) 一般質問

一六日(火) 常任委員会

(経済産業・教育民生)

一七日(水) 常任委員会

(建設・総務)

二四日(水) 採決・閉会

※ぜひ傍聴にお越しください。

おわび

さいき市議会たよりNo37(五月一日発行)において左記のとおり誤りがありましたので訂正しておわび申し上げます。大変御迷惑をおかけしました。

表紙写真の説明文中の住所の誤り

誤 佐伯市宇目大字田代

正 佐伯市宇目大字南田原

編集後記

本会議や委員会での議論をするときや議会だよりの原稿を書く際に、表現の難しさを感じることもある。

言葉や文章は相手とのコミュニケーションを図るための有効な手段であるが、その使い次第では発言問題にも発展することがあるので、何気に使う言葉一つにも、注意や配慮が必要になる。

日本語や方言の特徴として、身体の一部を引用して表す言葉が割と多かりたりする。昔から常用的に使う言葉でも現在では「不適切発言」や「放送禁止用語」として問題視される場合があるので、悪気も何気もない言葉があだになるという難しさが、日本語にはあるんだと気付かされる。

議会においては、発言の削除や陳謝に値するケースもあるので、配慮したい言葉を選ぶのは、公人の言動としても必然であるだろう。せつかくの議論が、言葉一つで問題がすり替えられ、時間を費やすのは、もったいなくて残念に思うから。

何かと政治家の言動がニュース等で報道されている。対岸の火事ではなくコミュニケーション能力を考える機会にした。

広報委員 吉良 栄三

発行 佐伯市議会
〒876-8585
佐伯市中村南町1番1号
TEL 0972-22-4598

編集 広報委員会
印刷 (有)アオキ

○ご意見、ご要望等ございましたら、下記へお寄せください。
メール: gikai@city.saiki.lg.jp

○市議会に関する情報は佐伯市のホームページから閲覧できます。
佐伯市議会 検索

http://www.city.saiki.oita.jp/